

平成 30 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回定例会 3月2日 開 会
3月20日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 30 年 3 月 8 日（木曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成30年3月8日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

10番 高橋兼次君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁 君

副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君
環境対策課長	佐藤和則君
農林水産課長	及川明君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田中剛君
危機管理課長	村田保幸君
復興推進課長	男澤知樹君
総合支所長	阿部修治君
南三陸病院事務長	佐々木三郎君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
総務課長補佐	大森隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木一之君
教育委員会部局	
教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	菅原義明君
生涯学習課長	三浦勝美君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	佐藤孝志君
選挙管理委員会部局	
書記長	高橋一清君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 孝志
総務係 長 兼 議事調査係 長	小野 寛和

議事日程 第5号

平成30年3月8日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第24号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第25号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第26号 南三陸町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第30号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第32号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第36号 工事請負変更契約の締結について
- 第15 議案第37号 工事請負変更契約の締結について
- 第16 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

- 第 1 7 議案第 3 9 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 8 議案第 4 0 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 1 9 議案第 4 1 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 2 0 議案第 4 2 号 町道路線の変更について
 - 第 2 1 議案第 4 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 第 2 2 議案第 4 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 第 2 3 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度南三陸町一般会計補正予算 (第 5 号)
 - 第 2 4 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 2 5 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 2 6 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 2 7 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 第 2 8 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 第 2 9 議案第 5 1 号 平成 2 9 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 第 3 0 議案第 5 2 号 平成 2 9 年度南三陸町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
 - 第 3 1 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度南三陸町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日もよろしく願いをいたします。

始まります前に、危機管理課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、許可しております。危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） おはようございます。

昨日、議案第17号の答弁の中で、地域安全指導員の定数につきまして「35名」と答弁をいたしました。定数については「10名」でございますので、数字を「10名」に修正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

なお、ご質問の中であった充足率につきましては、70%ということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。遅刻議員、10番高橋兼次君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番菅原辰雄君、13番山内孝樹君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第24号 南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第2、議案第24号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第24号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、関係省令の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、議案第24号南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

議案書に関しましては、44ページに議案を、議案書45ページに条例の改正文を載せてございます。議案関係参考資料につきましては、2冊のうちの1、68ページから71ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、提案理由のとおり、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正によりまして、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号は、居宅介護予防計画、いわゆる要支援のケアプランの作成を行う事業所の指定並びに事業所の人員及び運営等に関する基準の一部改正ということになります。

対象となる事業所は1カ所ございまして、南三陸町の地域包括支援センターになります。

今回の一部改正の概要といたしましては、地域包括ケアシステムを進化、推進していく観点から、介護保険制度の見直しが行われまして、医療と介護の連携でありますとか、地域共存社会の実現といったものの推進を図るといった内容であります。

地域包括ケアシステムということでちょっとおさらいをしておきますが、このケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、そして住まい、さらには自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制といった定義でございます。

条例の一部改正の内容につきまして、1カ所ごと、68ページから71ページの新旧対照表で説明をいたしたいと思います。

まず、68ページをお開き願いたいと思います。

第3条第4項中の下線部分でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する「指定特定相談支援事業所」を追加するものでありまして、この中身というものは、先ほど申し上げました地域共存社会の実現に向けた取り組みを推進するため、介護保険制度の介護支援専門員、いわゆるケアマネと障害者福祉制度の相談支援専門員が密接な連携に努める必要性を明確に書きあらわしたものといた内容でございます。

続いて2点目としては、68ページの最下段のところでは第6条第2項の下線部分でございますが、こちらは利用者が複数の指定介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、それから第3項の追加の部分では、サービス利用者が医療入院を必要とする場合、担当職員等を伝えるといった内容でありまして、先ほど申し上げました医療と介護の連携についてこちらも明確に記したものでございます。

3点目は、70ページ、第32条の第1項第9号、第10号の下線の部分でございます。第9号の部分は、備考欄にありますとおり、サービス担当者会議に本人等、家族の参加を追加するものであります。15号の下線部、追加の部分につきましては、利用者の口腔に関する問題や服薬状況などの必要な情報を主治医に伝達することを義務づけるものであります。

4点目といたしましては、71ページの第32条の第1項第22号下線部分の追加部分です。利用者が医療系サービスの利用を希望する場合などには、主治医の意見を求めることとされておりますが、この意見を求めた医師に対してケアプランを交付するということを義務づけるものでございます。

最後、5点目といたしましては、69ページから71ページにかけてまして省令の一部改正に伴う条項のずれを直していく、改正するものでございます。

いずれも施行期日は平成30年4月1日となっております。

なお、今回のこの改正につきましては、改正したことによって業務がふえるのかといったこ

とではなくて、こういった業務は本来やって当たり前といたしますか、やるべきことなんですけれども、事業所、それから市町村間でなかなか実施されていないような状況もあるといった問題もありますので、あえてこういったように省令に書き記したといった内容でございます。その影響を受けまして、当町の条例も一部改正を行うといった内容でございます。

以上、細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） おはようございます。千葉です。

包括介護、この部分に関してはやっぱり高齢者を抱える家族の一番これからの重要な問題であるということから、やっぱり必要な部門で、現在、父親も随分年をとってケアセンターに行くこととか、あとケアマネとか、そういった保健福祉課のほうに大分お世話になっています。病院のほうとの連携においても、常に保健センターのほうでどういった状況かを確認してくれると。そして、入院するとき、退院するとき、全て包括支援センター。あと高齢者対応とか、そういったことでやってくれることで本当にたくさん助かっています。

そういった中で今後、在宅介護というような方向で介護の政策が、国もそうですが、県もそうですが、そういった方向に向かっていくと思うんです。こういった町の中の在宅介護の動きというものを教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） きのうちちょっと介護保険条例の一部改正のところでも触れたと思いますが、当町の給付の状況というのはかなり落ちついたような状況になっております。

当課で分析といたしますか、いろいろ調べた中では、やはり一番は被災から自立をされて、皆さんが復興されてきて生活が安定してきたというのが1つあらわれているのかなということ。それから、震災後、生活不活発病に対する取り組みでありますとか、介護予防の施策を展開してまいりましたが、そういった効果も若干ながらあらわれているのかなというようなところでも感じておりますし、施設のサービス給付も随分と減額になっている状況でございますので、施設から在宅の傾向へとといったことは若干ながら進んでいるのではないかというふうと考えております。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 家族にとっては大変な在宅介護だと思うんですけれども、やっぱり行政

の福祉サービスという面からも、この部分というのは充実していく分野だと私は思います。ケアセンターの中に子育て支援と高齢者対応、健康とか、いろいろな部分で今部署を設置していると思うんですけども、以前に増してこの部分は南三陸町の福祉ケアというか、その部分が近隣の市町にも負けないくらいの充実でどんどん前に進み、そして講演会もいろいろやったり、あと認知症の防止とか対策とか、そういった面も我が町ではやっています。これは、やっぱり高齢者社会にこれから向かう中でも必要な部分だと思います。そして、その先進地となって南三陸町は行っているのかなというような感じを覚えます。そして、職員の人たちもとりあえず震災後の登米市との連携のケアマネが来て、ある程度落ちついて町独自になって、それでもケアマネはやっぱり月1回ずつどうですかということで、こういう体制がやっぱり町民には、家族には助かることだと思いますので、今後とも包括支援、あと病院との連携、その辺を密にしていくことがやっぱり一番大切だと思います。

とにかくケアセンターと病院が一体となっていることで、情報が病院のほうと町の保健福祉課、これが一体となっていることですので今順調な高齢者対応ができていると思うんですけども、保健福祉課と町の福祉課と病院との連携になった関係というのは、どこが一番ほかにないような部分でしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 震災後、やっぱり施設を復旧する上でどういった復旧がいいのかといったこともいろいろ考えながら、そのときに病院とケアセンターを合築するというような案が出まして、ご承知のとおり台湾紅十字からのそういったプレゼンに対して多くの寄附金をいただくといったこともありましたので、じゃ実際にやるためにはどうしようかということで、県内のそういった施設を視察したりですとか、そういった勉強を重ねまして現在のスタイルになったということでもあります。

今後も医療と介護の連携を進めながらサービスの充実を図られるよう、町としてそういった事業所の指導等に当たっていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今週もなんですが、知人のほうから電話が来て、南三陸病院、これとケアセンターが一体になっている部分というのは、台湾の赤十字のほうからの22億円の支援金と町の予算で57億円、国の予算だと思うんです、57億円で建てたと。余りかかり過ぎですよという話ももらいました。

しかしながら、当初はそんな気持ちもあったんですが、今の体制を見ると、やっぱり高齢化

を迎える南三陸町にとっては、この体制は本当にベストだと私は思っています。そして、そのかけた予算に負けないようなシステムをこれから新たな形で構築していくことが町に求められていくことだと思いますので、今後とも住民サービスを密にして、行政と町民、そして高齢者を抱える家族が心配、不安のないような体制で町には臨んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。7番です。

ただいま前者が申し上げましたとおり、やはりこれからの社会は高齢人口がふえていつてきております。そういった中、病院建設のときも私が「連動するのか」と言ったことに対して「連動する」ということで、それが効果を奏しているのかなという思いがいたします。

そしてまた、職員の人たちの口腔ケアとか、そういうもののPRなども高齢者の人たちに伝わっているかと思しますので、この辺をこれからもどんどん強化していただいて、元気老人がますますふえるようなご努力をされていただけるといいのかなと思しますので、よろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終わります。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、議案第25号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第25号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

議案書は、46ページに議案、47ページに改正文、議案関係参考資料は72ページに新旧対照表を載せてございます。

本案につきましては、提案理由のとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

条例の一部改正の内容につきましては、法律の一部改正に伴いまして引用条項にずれが生ずることになりますことから、新旧対照表の下線部のとおり、「同条第9項」を「第11条」に改めるものであります。

法律の改正内容につきましては、都道府県から指定都市への権限移譲によりまして、その文言として2項が追加されたことによりまして、「第9条」が「第11条」になるといった内容でございます。

施行期日は、平成30年4月1日になります。

以上、細部説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による説明が終わりました。これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。1点だけ伺いたいと思います。

これは条ずれのあれでの改正だということはわかったんですけども、関連になるかもしれませんが、小学校前の子供の心身の状況に応じてということで、私は一般質問でもしたんですけども、昨今、英語の教育に関して小学校のほうでは変わっているみたいなんですけれども、保育のこういった場においては今後、英語は小学校に上がってからという形なのか、そのところの課長の所見を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 就学前の英語教育ということに関しましては、まだ実施する、しないといった判断は何もしていないところであります。小学校、現在3年、4年からというような状況でありますので、1年、2年といったところまでおりてきた段階でそこにつながる教育といいますか、例えばアルファベットになれるといったようなことは考えられるのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、1年、2年におりた段階ということなんですけれども、昨今何か英語の塾に通っているという、保育所では通ってはいないんでしょうけれども、そういった動向も見ながら、私は何もしっかりした、教えるというんじゃなくて、英語にそれこそ、例えば英語の歌とか、あとは一般質問でも言ったんですけども、英語の洋画のビデオですか、そういったものとかもいろいろ取り入れて、小さいうちからある程度なじませるということではできると思うんですけども、もう一度だけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今後はその辺は検討していく問題じゃないかというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 南三陸町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第26号南三陸町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号南三陸町心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国の中央教育審議会初等中等教育分科会報告に基づき、委員会の名称を変更したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課。教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） それでは、議案第26号に係ります細部説明をさせていただきます。

議案書48ページ、及び議案関係参考資料につきましては、2冊のうちの1の73ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、町長説明にもございましたとおり、南三陸町心身障害児就学指導委員会条例につきまして委員会の名称を変更したいとするものでございます。この変更のもととなっておりますのは、平成24年に中央教育審議会からなされました特別支援教育の推進に係る報告の中で、多くの市町村で設置されております就学指導委員会についてその役割に鑑み、「教育支援委員会」と名称を変更することが適当だとする提言がなされたことによるものでございます。委員会の役割、構成等については何ら変わるものでございませぬけれども、本町といたしましてもこの提言を受けとめまして、名称を変更したいというものでございます。

なお、この名称変更に伴いまして、議案書49ページの附則にございませぬとおり、南三陸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、その名称に係る部分につきましてあわせて改正を行うものでございます。

以上、簡単でございますけれども、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

この名称の変更ということなのですが、「心身障害」というような形の名前を取って「教育支援」というような形の名称に変わったということなのですが、これでもって「心身障害」という形の名称がなくなることで、国の制度で変えたということなのですが、どういったメリットを町のほうでは考えているのでしょうか。例えばこういった人たちが普通の人というような認識になってしまうんじゃないかなと私は思うんですが、やっぱり普通の学校に行けて普通に授業をする……。

○議長（三浦清人君） マイク、千葉議員。

○4番（千葉伸孝君） 普通に学校に行って普通に授業できる人じゃない人たちの多分教育支援だと思うので、この辺というのは名称が変わることで何か問題はありますか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 名称が変わったといいますのは、どちらかといえば名称も変えたというふうなイメージでございまして、この根底にありますのは、それまでは、どちらかといえば、いわゆる障害を持った方の教育というと、どうしても特別支援学校にというふうな流れが一つございました。ただ、ここの意に至る段階で、できる限り普通の小学校、中学校で一定程度の障害のある児童生徒についてはぜひ受け入れなさいと。それに伴う施設整備だったり教育環境整備はきちんと自治体がやりなさいということでの提言がなされて、法律もそのように変わってございます。

ですので、今は多くの学校でできる限り受け入れるというふうなことで進めているということでございますので、なかなかそれに合わせるような形で、ですから学校にあっても特別支援学級ということでやっておりますので、それに合わせた形で名称も変えているというふうなことでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 心身障害、心の障害なので、私の知っている人というか、私の友達も突然適応障害、アスペルガー症候群になりました。だから、子供たちの心身といった場合、やっぱり心の病だと思っておりますので、その辺の判断も、医師と相談するとか、そういったことがあるとは思いますが、なかなか一般社会というか、そういった子供たちの受け入れ対策というのはやっぱりちょっと冷たい部分を私は感じています。そして特別支援学校、そ

の辺に行く人たちも南三陸町でもいるというのは聞いています。

そういった中で、同じ同級生の学校に入りたいんだという親御さんたちがやっぱり多いわけなんですね。その場合は学校の支援学級みたいな形のところに入るんですが、学校に来ていよと、そして学校で受け入れは無理だという、その最終的な判断はどこの方ですか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 最終的な判断は、学校を指定するという事ですので教育委員会が行うこととなります。ただ、その前段でその判断を行うために、今議案に上げさせていただきました就学指導委員会というところで一定の審議をしていただいて、このお子さんはどの部分が適当ですと、いわゆる支援学校が適当ですということもあるかもしれませんし、支援学級で大丈夫ですというふうなこともあるかもしれません。そして、それが出た上で、今度は保護者の方と十分な相談をしまして、保護者の同意がない状態で決定することにはまいませんので、しっかり保護者の方とお話をさせていただいて同意を得ながら、最終的な通学する学校を決定するという事となります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は、この区分けのようなものは本当に重要な部分で、やっぱり普通の子と育てていけば、もとに戻るといような状況もあるけれども、やっぱりそういった支援学校の中だけでやっていくと、どうしても一般社会になじんでいかない部分があると思います。

そういった中で、やっぱりこの心身障害の支援の子供たちは町としても何とか守っていくべき生活弱者だと思うんです、子供たちだと思うんです。そういった中ではこの辺をじっくり教育委員会、そして家族、学校、これが一つになってやっぱりその子供たちを見ていくということこれからしていかないと、この判断の間違いでいじめとか、いろいろな方向、不登校とか、そういったものにつながっていきますので、この辺をじっくり町のほうでも熟慮に熟慮を重ねて決定していくようなことで取り組んでほしいと思います。

国の制度なので、この名称が変わることには問題はないと私は思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1つ伺いますけれども、支援学級に入っている町内のお子さんたちの人数と養護学校、今は支援学校と言いますけれども、それらに通っている人たちの人数を把握しているのであれば伺いたいします。

それと、そういう子供たちが卒業した場合、受け皿としてこの町内にやはり商工会を通じて雇用の場として受け入れていただきたいんですけども、今どの程度の商店の人たちにそれが受け入れられているのか、その辺ももし把握しているのであればお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅原義明君） 特別支援学級の児童生徒、それから特別支援学校の生徒ということですけども、平成29年度においては、小学校で13名、中学校で9名、それから特別支援学校については、小学校が1名というふうなことでございます。

それから、あと町内の事業所での受け入れ状況については、ちょっとこちらとして把握できていないものですので、なかなかちょっとお答えができないということでございます。

○議長（三浦清人君） いや、どこで把握しているの。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 当課におきましても、現在は把握はしていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今後、これは町長にお願いしたいんですけども、障害者の人たち、ノーマライゼーションになりまして、障害者の人たちが雇用の場がなくて困っておりますので、雇用人数によりまして、その中に健常者の中に障害者を何名か入れるような国の制度がありますので、ぜひそこは商工会の総会などに町長からこういう人たちの卒業生をとっていただけないかというようなご相談も投げかけていただけたら非常にありがたいと思いますけれども、その辺をどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それは民間だけでなく役場も同じです。役場もやっぱり一定程度のそういった障害を持っている方々の採用ということは、国のほうからも指導をいただいております。そういった観点で我々も募集するんですが、なかなかお集まりいただけないといいますが、そういう方々がいらっしゃらないということも現実でございますが、あとは民間の方々のほうにもそういった障害者の方々の採用ということについては働きかけたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第27号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、1ページをごらんください。

工事名、平成29年度稲淵漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津稲淵漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長135メートルのほか、漁港施設災害復旧事業として稲淵道路延長60メートルを整備するものです。

入札は、平成30年1月29日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の3社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成31年9月28日までです。

2ページに仮契約書を添付しています。

3ページは、工事箇所的位置図です。赤に着色した区域が防潮堤、緑は稲淵道路です。

4 ページは、防潮堤の標準断面図です。1・1 ダッシュ及び2・2 ダッシュ断面は鉄筋コンクリート構造の逆T型擁壁による特殊型、3・3 ダッシュ断面は重力式コンクリート擁壁による直立型防潮堤で整備するものです。なお、1・1 ダッシュ断面は、鋼管ぐいによる基礎工を施工した後、防潮堤本体を施工いたします。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。質疑に入ります。7 番及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） 7 番です。

ここ、稲淵の防潮堤も大分出てきております。ここのそばには白松道路という道路があって水田があるわけですけれども、その水田はいち早く何というんですか、基盤整備は終わっています。そうしたときここに、この図面ではちょっと、私も素人なので川がどこなのかということが見えていませんけれども、ここの川から前は、以前は震災前は海水が高くなると逆流して上がって、どうしても川口に砂がたまってうまく流れない状況でした。そういう水田を改良したので、それがうまく流れるようになったかと思われまふけれども、その辺のこの防潮堤との絡みは完全なものになっているのかどうか、お伺ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 詳細については確認できておりませんが、現場で施工を進める段階でそのあたりについては十分注意を払っていききたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと補足をさせていただきたいと思ひます。

3 ページの資料をごらんになっていただきたいと思います。

上が海側で、着色した部分が町の工事ということになります。町の工事はあくまでも漁港区域内を担当するものでございまして、議員がおっしゃっています部分は漁港外の部分になります。図面で言いますと、ちょうど左側の部分になるかと思ひます。

ここの部分については、稲淵川の部分までは県の土木事務所の管轄、それから右岸側から町の漁港の着色した部分まで、ちょっと省略してはいますけれども、その部分が県の気仙沼振興事務所の担当部分で、3つの発注者がふくそうしているという状況でございます。

ご質問の部分につきましては、土木事務所のほうの護岸と一体的な河口部に水門を設ける予定となっております。これまで、しけのときは海水が農地のほうに遡上してはいましたが、一定程度しけが予想される場合は、水門を閉鎖すれば海水の遡上は防げるものと考えてございます。

ただ、砂の移動については、どうしても稲淵漁港の位置関係、それから防波堤の関係から申し上げますと、どうしても左から右に潮の流れが発生するような状況となっております。護岸前面には砂がほとんどないんですが、目に見えない海底ではそういう潮の動きがございますので、これまでと比べれば幾分少なくなりますが、どうしてもそういう動きがあるということだけのご理解をお願いしたいと思いますし、それを防ぐためにはまた新たに川堤等を設けざるを得ない状況でございますが、そこについては県土木事務所の建設海岸の範囲内でございますので、もしそういう状態が起きれば県のほうに対策をお願いするようになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今度の漁港の整備、防潮堤の整備とはかけ離れたところのただいまの私の質問でしたけれども、とにかく場所が違うと、こっちは漁港、こっちは土木、こっちは何課というふうな、そういうふうなずれが生じまして、うまく協議しないとうまく流れないというか、そういうふぐあいが出てきますので、その辺は連携を密にして抜かりのないようにやっていただきたいと思えます。

そして、戻りますけれども、この赤い線の防潮堤は、この図面から言いますと稲淵と館の境あたりの海側だと思うんですけども、あそこは県道が細くなっている部分、すぐ崖のところがあるんですけども、あの辺の道路の改修というのは、これは防潮堤の工事の図面ですけども、計画としてはあるのか、ないのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県道泊崎半島線の改良計画でございますけれども、現在、交付金の復興枠額で泊浜地区から稲淵地区に改良工事を実施してございます。当初計画につきましては、もう少し稲淵側に数百メートル入ったところまで計画をされておりました。現在、残念ながら、その後なかなか用地のご協力をいただけないということで、県のほうでは計画実行を断念してございまして、稲淵川の橋梁のかけかえで今回の工事を終了してございます。

議員がおっしゃるところにつきましては、当然そこまで行けば家屋の移転等も出てまいりますので、これまで家屋の移転が必要ないところの部分についてもなかなかご協力いただけないという状況の中で今後その計画を進めるとなりますと、当然かなりハードルが高いものというふうに考えられますので、なかなかそこについては難しい状況だということをご理解いただければと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第28号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第28号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料5ページをごらんください。

工事名、平成29年度館浜漁港海岸防潮堤設置等工事。

工事場所は、南三陸町歌津館浜漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長80メートルのほか、県道のつけかえなど、漁業集落防災機能強化事業として避難路を整備するものです。

入札は、平成30年1月29日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の5社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成31年12月20日までです。

6 ページに仮契約書を添付しています。ご確認ください。

7 ページは、工事箇所の平面図及び防潮堤の標準断面図です。赤に着色した区域が防潮堤、緑は道路、黄色は避難路です。防潮堤は、重力式コンクリート擁壁の山側を土砂で盛り立てる直立型で整備するものです。また、県道は防潮堤を乗り越す構造、港への取り付け道路は防潮堤を切りかき、陸閘を設置する構造で整備いたします。なお、陸閘は、海面の上昇に伴う浮力と水圧により扉が浮上するフラップゲート式陸閘を整備する計画で、別途設計業務を行っております。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようであります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第29号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料 8 ページをごらんください。

工事名、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉水戸辺漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長225メートルと2つの道路のほか、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年1月29日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の7社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成31年12月20日までです。

9 ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

10ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。緑は防潮堤を乗り越す2本の道路、黄色は水産関係用地と排水路です。

11ページは、防潮堤の標準断面図です。1・1 ダッシュ断面は台形状の土塁を築き、表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型、2・2 ダッシュ断面は既存のコンクリート擁壁を修復、利用しながら所定の高さにかさ上げする特殊型防潮堤で整備するものです。各断面の施工区域は、10ページの平面図に示すとおり、図中の右が1・1 ダッシュ断面、左が2・2 ダッシュ断面で施工するものです。

以上で細部説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、防潮堤ができて、そこから海までの間にあるこの土地というか、今どのようになっているのか。一部何か黄色いところは利用地になるみたいですが、そのほかの部分、買い取ったものとか、あと町有で今後どうなっていくのか、その点、1点伺いたいと思います。

あと道路は、私はさっき図面を見て勘違いしたんですけれども、乗り上げという、この防潮堤の上を通る、そういう構造なんですか。そここのところ。

あともう1点は、黄色い、あるほうの防潮堤のところたしか川というか堰が流れていたんですけれども、そっち側、そのしまいというか、どうなっているのか、その点。

あと最後、一番左側の②の防潮堤なんですけれども、これ、できた場合に小涼というか、もとの中学校側のほうからも道路が延びているんですけれども、その接続というか周遊できるようにするのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 防潮堤から海側の土地につきましては、被災を受けて、その後町が買い取りを進めたところかと存じ上げます。したがって、黄色で着色しておりますのは、今後、漁業者の皆様方がお使いになる水産関係用地として整備するもの、それ以外のところにつきましては今回の工事の対象外ということになります。いわゆる着色していない区域については、今回の工事の対象外ということになります。

それから、道路につきましては、防潮堤を乗り越していくタイプでございます。

それから、川のしまいということでございますが、これにつきましては黄色でちょっと見づらいかもわかりませんが、1号排水路として整備するものでございます。

それから、2・2ダッシュ断面付近の防潮堤につきましては、原形復旧ということで既存の防潮堤を、先ほどもご説明しましたとおり一部修復、利用しながら整備するということでございますので、これまでの地区の環境とは変わらないものとなっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 第1点目なんですけれども、海側の土地なんですけれども、それは全部もう買い取ったわけなんですか。そのところを確認したかったんですけれども。

○議長（三浦清人君） 管財課長。（「まだ」の声あり）続けてやってください、間を置かないで。

○9番（今野雄紀君） 排水路なんですけれども、排水路というよりも、もともとそこは川みたいなものが流れていたんですが、現在どうなっていて、どうなったのか。そのしまいについて、もう一度だけ伺いたいんですけれども。

あともう1点が、最後の左側の防潮堤なんですけれども、じゃ原形というのと、あそこは余り防波堤みたいなものもなかったような気……、以前あった道路とは続かないということではよろしいのかどうか、そこだけ確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 議案参考資料10ページの図面の中でちょうど右の高台の部分から海側にある土地の部分、こちらにつきましては防集の買い取り事業にのっている分についてはほぼ買い取りをしております。ただ、一部、住宅地になっていない部分、あるいは相続が未了になって買い取りできなかった部分、そのまま町の買い取りになっていないところも一部

はございます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 川といいますか水路についてどうなっているかと。現況を十分把握しておるわけではございませんが、今回の工事でもって、ここも図面表記では1号排水路となっておりますが、いわゆる水路として整備するということになります。

それから、いわゆる2・2ダッシュ断面付近の防潮堤と道路との関係でございますが、11ページの標準断面図をごらんいただきたいと思います。その2・2ダッシュ断面がございまして、これは今回の工事で全て整備するというものではなくて、先ほどもご説明申し上げましたように、既存の防潮堤がございましたので、それを使えるものは利用しながら、一部修復もしながら所定の高さまでかさ上げしていくということでございます。一部背後を土砂で盛り立てる構造となっておりますが、基本的に、先ほども申しましたように道路には抵触しない形で整備してまいります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 水路について補足をさせていただきたいと思います。

旧国道398号から漁港までの間、町道となっております。幅員が狭いということで、ちょうど平行して走っている水路にふたがけをして、暗渠状態となっております。被災で津波によりまして多分瓦れき等がまだ詰まっている状態でありますので、今回、後々のその維持管理を考えると開水路にしたほうが、ふたをかけないで水路の状態がよく見えるようにしたほうがいだろうということで、上流側については道路事業で水路の整備、それから下流側道路から離れますので、改めて水路事業ということで水路を整備していきたいというふうな考え方でございます。

○議長（三浦清人君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） 8番です。

私もちょっと私たちの地区のことなのでお聞きしたいと思います。2の2のこの堤防の整備ということですが、実はここは排水管が入っておりまして、ただ、一時的に波が打ち上がりまして砂浜がその排水管を塞いでいる状態がずっと前から続いているんですよ。それで、利用されていない土地なのですが、雨などが降ると排水の流れ場所がないという現実が今ございますので、そのあたりのご検討をいただければと思います。いかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今回の工事に際しまして、でき得る限り地区環境整備等もあわせてやっていきたいと考えておりますので、いろいろと地区の皆様方からのご要望につきましては、一度しっかりとお聞きしたいと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

日程第8 議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第30号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料2冊のうち2、12ページをごらんください。

工事名、平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津ばなな漁港内です。

工事概要は、防潮堤、名足漁港延長260メートル、中山漁港延長466メートル、馬場漁港延長203メートルなどのほか、漁港施設災害復旧事業として中山船揚げ場、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年2月9日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の3社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年12月18日までです。

13ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

14ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。青は中山船揚げ場、緑は道路、黄色は水産関係用地や集落道などです。

16ページは、名足地区の防潮堤の標準断面図です。1・1ダッシュ、2・2ダッシュ断面とも、鉄筋コンクリートL型擁壁による特殊型です。なお、1・1ダッシュ断面では、鋼管ぐいによる基礎工を施工した後、防潮堤本体を施工いたします。

18ページは、中山地区の防潮堤の標準断面図です。1・1ダッシュ断面は重力式コンクリート擁壁の山側を土砂で盛り立てる直立型、2・2ダッシュ断面は波返しタイプのコンクリート護岸の復旧です。

20ページは、馬場地区の防潮堤の標準断面図です。1・1ダッシュ断面、2・2ダッシュ断面とも、重力式コンクリート擁壁の山側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤を整備するものです。なお、2・2ダッシュ断面は、重力式擁壁の基礎に深層混合処理工法による地盤改良を施すものです。

各地区の拡大平面図は、名足地区が15ページ、中山地区は17ページ、馬場地区は19ページです。ご参照願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

この金額を見ますと、23億円という工事でございます。工期は平成32年までということで、

30、31、32と3年間をかけて3つの地区ですけれども、大がかりな工事であります。昨年あたりは国、県の工事が不調になったというような報道がされていますけれども、今回かなりの工事で入札が行われていますけれども、今度の議会には出ておりますけれども、工事の不落、不調、そういうものがあつたのか、なかつたのか。

地元の業者が大分入ってしまつて、これは大変喜ばしいことですが、そういう今の状況をお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今回の一連の防潮堤工事に係ります入札におきましては、現在のところ不調はございません。

また、地元業者の方々がかなり工事に参加していただいているということでございますが、これは基本的に南三陸町並びに気仙沼市、それから登米市に本社、本店を構えておられる業者の方々にまず今回の入札については参加いただくようにいたしております。その関係で地元業者の方々が多く工事に参加していただいているものと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大分地元の業者にとつてもらつと、地元にお金が入りますから大変結構なことでございます。そういう意味からしても、不調がなかつたのかということでお伺いしました。

そこで、この中山の船揚げ場なんですけれども、14ページですね、青に塗られた船揚げ場、ここの船揚げ場に行くこの道路の接続がこの図面では見えてこないんですけれども、この辺は道路からどのようにして入っていくのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。（「17ページ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 拡大の平面図、17ページをごらんいただきたいと思います。中山船揚げ場、中央で青く着色した箇所でございます。その右側に赤字で「陸閘1基」と表記しております。こちらが港への進入口となっております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、この陸閘1基とこの青く塗られているところまでは平らにいけるということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） そのとおりです。（「了解しました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番です。

たびたびなんですけれども、これはどの議案で聞いても同じだと思うんですが、議案第30号は24億8,000万円、防潮堤工事なんですけれども、改めてこの段階でというわけではないんですが、何を守るのかということで、背後地に家を建てるというのならあえてこういったことは聞かないんですけれども、この多額の工事費に対して費用対効果というか、満額つくろうとしては見ているのかどうなのか、その試算がなされているのならお聞きしたいと思います。安心・安全の考えということなんでしょうけれども、そのことを前提にお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 今回の防潮堤は、高さ的にはいわゆるTPと申しまして、東京湾の平均の海面からおおむね9メートルぐらいの高さで整備してまいります。先般の天津波のときには、それよりもはるかに高い津波が押し寄せております。例えば20メートル近くまで上がっておったかと思えます。したがって、今回の防潮堤を整備することによりまして全ての津波に対応できるものでは決してございません。

では、なぜ整備するかと申しますと、やはり港で働いておられるような方等々が避難する時間を少しでも稼ぐというのが一つの目的、役割であろうかと思えます。また、ふだんの高潮ですとか、比較的頻繁に起こり得る津波に対しましては、この防潮堤でもってしっかりと食い止めるということができようかと思えます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） TP9メートルということでわかったんですけれども、私はもっと背後地等のその価値というんですか、そういったものから比べたり、あと先ほど答弁があったんですけれども、海岸で作業している人たちが避難するときに時間を稼ぐためという、それで24億円ということなんですけれども、それでは実際このばなな漁港で作業というか漁業に従事している方は何人ぐらいいるのか、おわかりいただければ大体1人当たりの人命に関してはどれぐらいのビー・バイ・シーがかかっているのか、計算させていただきたいと思うので、おわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 各港で作業に従事されておられる方々の人数というのはちょっと手元にございませんで、はっきりと申し上げることはできませんが、人命は何よりも重いものだと考えております。

以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、人命を除いた分のそのビー・バイ・シーというか、どのようになっているのか。私はあえて質問の最初にも伺ったように、そこに家が建っているんだったら私はあえてこういった質問はしません。各浜々を見ても、建設当時からも私は少しは発言していたんですけども、実際本当に守るものというか、景観を守るということなんかには比べたら、そのプラマイはどうかという、私はそういう思いがあるものですから今回お聞きしているんですけども、そのところだけもう一度だけ、例えば工場が戸倉ですと加工場が建っているとかいろいろあると思います。

ただ、全議案を見る限りではそういったハード的なものを守るという、そこも寝泊まりしているわけではないので、作業中だったら、それなりに先ほど言ったような時間を稼いで逃げるということはできるんでしょうけれども、その辺のところをどのように見ているのか、私は一度この確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 南三陸町の方針として、いわゆる住まいは高台にということで、すべからく高台に移転されておるかと思っております。したがって、今野議員がおっしゃるとおり、この防潮堤の背後で、じゃ人家を守っているのかと言われると、必ずしもそうではないというふうにお答えするしかないと思います。また、じゃ農地を守っているかという、これはケース・バイ・ケースで農地は存在しようかと思っております。

したがって、ではこの防潮堤、やはり何のためにつくるんだということになってまいります。これは先ほどから申し上げておりますように、やはりいざというときに避難する時間を少しでも稼ぐというのが第一義的になってこようかと思っております。それと、直接的に目に見える形でこの防潮堤の背後に例えば工場ですとか、あるいは作業場ですとか、あるいは倉庫等々の工作物等があれば、そういったものを守っていくということになりますが、必ずしもそれからいくとビー・バイ・シーというのは決して高いものではないと私は考えております。（「議長」の声あり）

○議長（三浦清人君） はい。（「こういった大きいというか……、いいですか、もう一度」の声あり）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 参事の答弁で納得したんですけれども、こういった質問に対してはやはりこの発注者である首長の考えということも改めてお聞きできればと思うんですけれども。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員も大変な、この東日本大震災で大切な方をお亡くしになったわけですよね。私も震災のときに毎日ベイサイドアリーナにご遺体が運ばれてまいりまして、そこで毎日のように手を合わせておりました。こういう大災害があった際に二度と命をなくしてはいけないということを痛感しながら、高台移転を選択させていただきました。その中でこの地域は残念ながらこれからもまた津波が来るということは、これは明らかであります。

したがいまして、津波で命を二度と失わないということで、そういう覚悟を決めてこの復興事業を進めてまいりました。そういった中であって少しでも津波をとめる、少しでも逃げる時間をつくる、これが防潮堤の大きな役割だと私は思っておりますので、震災以来しばらくたってからですかね、2年か3年がたってから景観を損なうということで、この地域に住んでいない方々がこの地域にお入りになって、防潮堤は要らないというような議論をさんざんしていたのを、私もその中に入ったりしてございます。しかしながら、必要なところはつくればいいし、必要でないところはつくらなければいい、そういう思いであります。

ただ、南三陸町はつくるという思いでこれまで進めてまいりましたし、少しでも命をとにかく守ることが我々行政の最大の使命だというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第31号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成29年度葦の浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第31号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料21ページをごらんください。

工事名、平成29年度葦の浜漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町歌津葦の浜漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長269メートルなどのほか、漁港施設災害復旧事業として葦の浜船揚げ場、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年2月9日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の3社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年12月18日までです。

22ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

23ページは、葦の浜地区の工事箇所の詳細図と防潮堤の標準断面図です。薄い赤に着色した区域が防潮堤です。防潮堤は、深層混合処理工法による地盤改良を施した後、重力式コンクリート擁壁を施工し、その山側を土砂で盛り立てる直立型で整備するものです。また、緑は道路、青は葦の浜船揚げ場、黄色は水産関係用地です。

24ページは、西田地区の工事箇所の詳細図です。ここでは、黄色に着色する区域を集落道として整備いたします。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑願います。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この地区は、西田地区のほうは山合いが急な斜面になっておりますけれども、海で働いている人たちの避難道はどのように確保されているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 24ページの葦の浜地区全体平面図というものをごらんいただきたいと思います。

これによりますと、基本的には防潮堤を越えてとといいますか、防潮堤から山側のほうへ避難いただく。その際に今回整備するような集落道ですとか、あるいは、ちょっと見づらいかもしれませんが、この防潮堤が山づけされておりますが、この山のほうへ上がっていただくということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、山づけからのりを上がっていくというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 再び23ページをごらんいただきたいと思いますが、防潮堤の右端に山が迫っておる、いわゆる等高線が見えますが、それに沿うような形で道路といいますか、それを伝って避難していただくということはできますので、そのようにお考えいただければいいかと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この工事については何も私は問題ないんですけども、町民の方たちとそういうものの説明会とか、避難道はこちらにとかという説明は十分なさっていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） このたび工事を請け負っていただく業者の方々が決まっております。実際に工事に入りますのは、今後、月が変わりまして4月以降になってこようかと思います。したがって、工事に着手する前には改めて請け負っていただく業者の皆さんと一緒に一度地元で説明をさせていただこうと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

少し早いんですが、昼食のために休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 1 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

7番及川幸子君が退席しております。

日程第10 議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第32号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

6番佐藤正明君より退席の申し出があります。許可しております。

それでは、職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第32号の細部についてご説明申し上

げます。

議案関係参考資料2冊のうち2、25ページをごらんください。

工事名、平成29年度清水漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川清水漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長220メートルなどのほか、漁港施設災害復旧事業として導流堤、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年2月9日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の5社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

26ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

27ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤、青は導流堤、緑は道路、黄色は水産関係用地や避難路などです。

28ページは、防潮堤の標準断面図です。深層混合処理工法による地盤改良を施した後、台形状の土塁を築き、表面をコンクリートブロックで被覆する傾斜型防潮堤を整備するものです。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 2点ほどになるかと思うんですが、参考資料を見ながらちょっと質問したいなと思うんですけれども、25ページのほうに工事の中に安全施設というものが入ってきます。避難標識、照明灯ですね。今まで第31号までの議案に対しては特に表記がなかったかなと思うので、次の議案でもあるんですけれども、この清水漁港に関しては特に必要だというような認識なのか、表記の都合でこうなったのか、ちょっとその状況をお知らせいただきたいなということがまず1点。

27ページのほうで防潮堤の大体の概要、それから水産用地、道路、これはわかるんですけれども、一部黄色で避難路という部分が「Lイコール40メートル」と書いてあるのでしょうか、部分があります。ちょっと見づらくて、現道、今現在通れる道路がある部分に何というんでしょう、接続するような形で書いてあるように推測されるんですけれども、ちょっと詳しく現場の状況をお知らせいただきたいなど。要は、避難路ということですので、何か有事の際にそこを使って逃げるということでしょうが、地元の方々が今使っておられる、通行されている道路にしっかり行きやすいような形で整備できるのかどうか確認したいんですが、いか

がでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず1点目、安全施設につきましては、これは他の漁港におきましても避難誘導のための安全施設として、例えば避難標識であるとか、あるいは照明灯、こういったものは設置されます。ただ、今回の工事、いわゆる防潮堤工事と一緒に整備する箇所についてはこのように表記しておりますが、別事業でもう既に整備を始めておる港もございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから2点目、避難路でございますが、27ページの平面図で申し上げますと、この黄色で着色しております避難路は、山の上に向かっていわゆる高地に避難していただくための道路でございます。現在、既に山に上がっていく道としてあるものを活用しながら整備する場合もございますし、また、そういったものがない場合は新たに設ける避難路でございます。

ちなみに、この箇所におきましては赤で着色しております防潮堤の中央に緑の二本線がございます。これは一般の車両も通行できる道路でございます。そのうちの図面でいきますと上のほうに当たりますが、防潮堤のいわゆる天端と申します一番最も高いところに道路ができるわけですが、ここから山のほうへ分岐していくいわゆる避難路として整備するものでございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 安全施設、避難標識等に関しては事業の何でしょう、縦割りによって議案参考資料においては出てきたり出てこなかったりということで、基本的には必要な箇所には全てつけるんだということのようで安心いたしました。

避難路のほうですけれども、図面を見ますと、例えばこの黄色の水産関係用地ですから、そこで漁業に従事される方はいらっしゃると思うんですね。その方々がいざ避難するということには大分遠回りといいますか、この地図で言えば、一度左のほうに逃げて、逃げてというか左のほうに坂を上って行って、頂上で今度一番高い道路にまた戻ってきて山のほうに避難するというような動線なのかなと。ちょっと図面上でのお話で恐縮ですけれども、その辺、地元の皆さんがいざというときにこの遠回りをする余裕があるのか。もっと直線的に階段等を整備したほうがいいのではないかなと図面上は思うわけですが、現場をしっかりと確認しながら作業を進めていただけたらと思います。どのお考えですか。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 28ページに防潮堤の標準断面図がござい

ます。ごらんいただきましてわかりますように、いわゆる2割5分勾配と申すものです。1メートルの高さを上げるのに水平方向に2.5メートル移動するという、そういう勾配でございます。この土塁の表面には、ご説明申し上げましたようにコンクリートのブロックで被覆してまいります。そのコンクリートブロックには足がかりとなるようなものもございます。急いでおられる場合はこののり面を駆け上がっていただくことも可能かと思えます。

また、議員ご指摘のように、地元の皆様とも協議しながら、必要であれば階段工を設置してまいりたいと考えております。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

6番佐藤正明君が着席しております。

日程第11 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第33号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第33号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料29ページをごらんください。

工事名、平成29年度荒砥漁港海岸防潮堤災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町志津川荒砥漁港内です。

工事概要は、防潮堤延長383メートルなどのほか、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地や集落道などを整備するものです。

入札は、平成30年2月9日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の5社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年2月28日までです。

30ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

31ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。緑は道路、黄色は水産関係用地や集落道などです。

32ページ及び33ページは、防潮堤の標準断面図です。いずれも深層混合処理工法による地盤改良を施した後、重力式コンクリート擁壁を施工し、その山側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤を整備するものです。

31ページの平面図で緑に着色した道路について、港への進入口は2カ所です。赤に着色した防潮堤の左端部では乗り越しタイプ、防潮堤の中央部では陸閘を設けるタイプで整備いたします。

なお、陸閘は、海面の上昇に伴う浮力と水圧により扉が浮上するフラップゲート式陸閘を整備する計画で、別途設計業務を行っております。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課の細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第34号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第34号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） それでは、議案第34号の細部についてご説明申し上げる前に、同資料に2カ所誤りがございますので訂正をお願いいたしたく存じます。

議案関係参考資料2冊のうちの2の34ページでございます。7、予定価格「金28億4,000万円」とございますが、正しくは「28億8,040万円」でございます。

もう1カ所、先ほど議案第30号でご説明の際に用いました同資料12ページでございます。同じく、7、予定価格「金23億円」とございますが、正しくは「23億1,801万9,000円」でございます。

おわびして訂正申し上げます。

それでは、改めて議案第34号の細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料34ページをごらんください。

工事名、平成29年度折立漁港海岸防潮堤左岸災害復旧等工事。

工事場所は、南三陸町戸倉折立漁港内です。

工事概要は、防潮堤、災害復旧分として延長278メートル、新設分が延長258メートルなどの

ほか、漁業集落防災機能強化事業として水産関係用地などを整備するものです。

入札は、平成30年2月9日、制限付一般競争で行いました。入札参加者は、記載の4社です。入札の状況等については、7から13に記載のとおりです。

工期は、本契約締結の翌日から平成32年12月18日までです。

35ページに仮契約書を添付しています。ご確認願います。

36ページは、工事箇所の平面図です。赤に着色した区域が防潮堤です。黄色は水産関係用地や避難路です。

37ページは、防潮堤の標準断面図です。いずれも重力式コンクリート擁壁の山側を土砂で盛り立てる直立型防潮堤で整備するものです。

なお、1・1ダッシュ及び2・2ダッシュ断面は基礎捨石マウンドを築いた後、3・3ダッシュ断面は深層混合処理工法による地盤改良を施した後、重力式コンクリート擁壁を施工するものです。

以上で細部説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午後1時25分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま資料のミスがございまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。本来でしたらば、議長の許可をいただいてということで修正をすればよかったです、その一言がなかったということで、議員の皆様方にもご迷惑をおかけしましたことをおわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ぴりぴりした雰囲気の中でちょっと第1番目に質問するのは甚だつらいんですけども、とりあえず今の議案で大体防潮堤工事の締結ということの議論が終わるので、2点ぐらいお聞きしたいと思います。

防潮堤の工事にこれから入って行って、あと護岸工事がどんどん各所で進んでいると思うんですが、そういった中でこれまで工事の不良とか、そういった箇所はあったのか。

あと、今、防潮堤の建設に当たって、防潮堤の耐久期間というか耐久年数というか、その辺があるんだったら教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） これまでの工事の中で不良箇所ですか、これまで主に漁港施設ということで、例えば物揚げ場ですとか防波堤ですとか、そういったものの復旧工事を進めてまいっておりますが、特に大きな施工不良というのは見つかっておりません。

それから、耐久年数ということですが、一般的にコンクリート構造物でしたら70年ないしは80年、また、適切な維持管理に努めることによりまして100年あるいはそれ以上という形で耐久年数は確保されてこようかと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） じゃ、もう一つお聞きしたいと思います。

黒崎パーキング、あの辺の護岸工事に関しては、これは国、県の工事なのか。そういった方向では何か不良とか、そういったものはあったのか。

あと、津波に関しては、チリ地震津波が起こってから大体約5メートルぐらいの防潮堤が南三陸町内にも築かれたのですが、かれこれ54年ぐらいがたつんですけれども、震災の2011年、それまでに大体54年ぐらいがたったんですけれども、その10年前ぐらいから防潮堤の水門関係がやっぱり鉄で腐食してきたとか、あとは防潮堤自体のコンクリートも劣化していったという、こういう経緯をこれまで見てきました。

今、参事のほうから70年、80年という構造物の関係は、その辺は時がたってみないとわからないじゃなくて、そういった今後の状況を考えていったときにそういった可能性もあるのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 質問の1点目については、参事がこっちに赴任する前のことなので私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

多分お尋ねのところは、県土木で施工した防潮堤だと思います。コンクリートの強度的な問題は特にないんですが、いわゆる見ばえが悪いと。数字的なものはクリアはしているんですが、どうしても波打っているとか、数字ではあらかわせない見ばえの部分が不適切だったということで、表面の施工のし直しを、ピッチングをして施工し直したというような内容でございます。

それから、耐用年数といいますか、まずもって水門の補修につきましては、耐震基準が改定になったということがございまして、当時の耐震基準に合うように水門を少し強化したと。それに合わせて、門扉については鉄製でございますので、腐食をした部分を取りかえ、または補修をしたという内容でございます。

それから、コンクリートにつきましては、なかなか今の段階でどのくらい具体にもつかというのはお答えにくいところでございますけれども、参考までに私が知っている限りでは、北海道の小樽港というものがございまして、その沖防波堤は約1,280メートルありますが、1897年から10年をかけて施工したものであります。現在もそのものがほとんど同じような状態で残っています。ただ、波である程度削られますので、そこは補修をかけますが、躯体とすれば当時のままつくられておりまして、実は北海道大学でテストピースは4,000本ほどをつくったと思うんですが、それを5年に一度ずつテストをして強度の変化を観察しているという状況でございますので、いずれ、永久構造物はないんであります。適切な管理をしていけばそれに近いほどに保てることできるというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 先ほどの不良という部分でコンクリートの壁面が劣化したか弱かったかで支障が起こったということだと思っておりますけれども、多分、黒崎パークングのあの辺のような話も聞きました。

しかし、黒崎パークングのあの手前の戸倉折立から45号線のホテルに向かう道路の、あそこの国道のほうに波が上がってきた状況がきれいに整備されました。それは以前からずっと地区民の人たちが海水が上がると言うことで整備されました。だから、この辺もやってもらって、その並びの中のパークングというか、河川の復旧工事だったと思っておりますけれども、とりあえず今の課長の話で県土木ということで、町の事業でなかったということで安心しました。

あと、とりあえずチリ地震津波以後というのは、多分耐震とかその辺の耐久とか、その辺の技術的な面も随分問題があったと。まだ今みたく充実していろいろな調査とか、そういった防潮堤の内容的なものも大きく変わっているので、そんな問題はないと思います。

ただ、今後どんな形でこの防潮堤に関して不備が出てくるかというのは、その辺は町の建設課初め、ふだんからのそういったことのないような巡回とか、そういった面をしていけば幾らでも大きい問題が発生する前に直せるという。だから、そんな体制で今後、防潮堤管理、その辺に臨んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 2番倉橋です。

この議案、第34号までに防潮堤関連の工事の議案が合計8件出ました。ちょっと金額の訂正なんかもありましたが、総額で言いますと100億円を超える仕事量になるということなのですが、きのうまで人手不足とか、そういった議論がこの議場でなされてきましたし、私も一般質問で人口問題なんかにちょっと触れさせていただいたんですが、これだけの規模の仕事をこれら町内の建設会社の方々、こちらの方々も人手不足にももちろん悩まれているかと思えます。実際その人手が足りるのかどうか、ちょっと疑問視しています。本当に人方が足りなかった場合、この町内の建設会社の人たちは下請であるとか、あるいは孫請であるとか、どこか外注をされていく可能性もあるかなと思います。そういった場合、せっかくこういった工事が町内の企業に発注されたんですが、実際、仕事とか、あるいはお金が町外に、あるいは県外に流れていくというような心配をするわけですね。

この参考資料の中に仮契約書ということでコピーが添付されていますけれども、本契約の中にそういった下請に関する条項というものは何か書かれるのでしょうか。それをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 2番議員がおっしゃるように、これらの工事を全て町内の作業員だけで賄うことは基本的には不可能でございます。他の業者、ゼネコンも含めてそうなんですけれども、やはり下請の確保というのが多分重要になってくるかと考えてございます。

いずれこれらの受注した業者については、当然下請業者の確保がある程度めどがついている業者が当然入札に参加しているものというふうに考えられてございますし、これまで不調等があった場合の理由をいろいろ調べていくと、やはり下請業者の確保ができなかったということで入札に参加しなかった業者が多くいたということでございますので、いずれ契約された業者はその辺のめどがしっかり立っていて、工期内に完成できる見込みがあるということで契約なさっているものと考えてございます。

それと、下請についてでありますけれども、下請をしてはだめだ、それから下請に出して地域制限を設けるとか、それはこちらで示すことはできませんので、ただ、当初の入札の中で、例えばなるべく地元の人を雇用するように、または資材については地元のほうから利用するようにという部分は記入はできますけれども、今回については通常の入札でございますので、

その辺はまた努力目標ということになるかと思っております。

もしその辺を協調するのであれば、総合評価の中で点数化をして、金額プラスその取り組み状況で決めるという手がございますけれども、それは入札まで3カ月ほどがかかるということと、必ずしも一番安い業者と契約ができないというリスクがございますので、今回はそういう方式をとらず、一般競争入札を採用しておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 課長、その下請に関する規則、規約みたいなものはどこに書かれてあるのかという。契約書の中に書かれてあるのかということ。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 下請に関することにつきましては、契約書の中では、勝手に契約をするなど、下請を使うときは発注者の承認を得てくださいという条項はございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） ありがとうございます。なるべく地元の企業だけで、あるいは地元の資材メーカーとか、そういったものをどんどん使用していただいて、この地元の経済発展に少しでもこれを役立てていきたいなと思っておりますので、その方向でぜひお願いをいたします。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 9番です。私も3点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、この36ページの図面で船揚げ場に行くルートというか道はどのようになっているか。この図面だけではちょっとわかりづらかったので、伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、一番この図面の左側のパーキングのほうの取り付けなんですけれども、この図面ではパーキングの今途中までのところに接続というか取り付けられるのかどうか、そこのところを1点確認をお願いしたいと思います。

あともう1点は、③とか3ダッシュの国道との間に加工場というか工場があるんですけれども、そこの当該事業者との協議といいますか、これから工事だとか、これぐらい大きい工事ですと迷惑というか邪魔にはならないんでしょうけれども、何かとあると思うので、その点の協議というか申し伝え、何ですか、取り決めみたいなものがあつたのかどうか、その3点を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君が着席しております。

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まず、漁港への進入ルートでございますが、陸開工を1基というふうに、黄色の水産関係用地の上に「陸開1基」と記しております。ここが防潮堤を切りかくような形で、また、そこにフラップゲートを設置いたしますので、それが漁港への進入路となってまいります。

それから、2点目のパーキングとの取りつけということですが、この図面でいきますと、左側左端のことかと思えます。県が施工いたしました防潮堤とこれから町が施工する防潮堤と同じ断面で取りついていくと、接合するということになります。

それから、いわゆる加工業者との方との関係で何か取り決めがあるかということですが、現在のところ工事についてはまだ具体のお話というものはしておりません。ただ、防潮堤の計画ですとか、それから用地にかかわりますことについては、これまでもお話をさせていただいておおむね了解をいただいているということですので、これから工事の進め方につきましては改めて請け負った業者と一緒にお話をさせていただくこととなります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 第1点目なんですけれども、行くルートというか、陸開、何かふた、トンネルみたいになっているんですか。それとも、トンネルみたいになって、そこがあいたりなんかして、そこを軽トラックなりなんかで行けるようなゲート、普通の昨今つけているタラップゲートみたいなものではなくて、フラップゲート。どのような構造なのか、ちょっともう一度だけ、専門的な説明だったので、私はわかりかねたので伺いたいと思います。

あと、左側の取りつけなんですけれども、今途中までできているあのパーキングのところに取りつけるという、そこはわかったんですけれども、それで国道のほうはそのまま、当然なのかどうかわからないですけれども、国道はそのまま何ら改良というか、工事は工事としてこの赤い部分だけが進められるのか、幾分改良があるのか。そして、今ある、この前やってみてもらった波が乗らないような造作というんですか、あれはなくなって新たにつくるという形でよろしいのか。

あともう1点、細かいようなことなんですけれども、一番左側の管、クリーンセンターからの排水管だと思うんですけれども、その何か地区の人とかがいろいろ言われるには、海側のその出口のところが、えてして波で石とかなんかで埋まるということなので、多分ご存じというか十分認識していると思うんですけれども、改めてそういった対策、排水が埋まらないようにするような対策も検討していただきたいと思います。

今の加工場とのあれですけれども、これまで話はあったということなんです、これから工

事ということになって進め方等、十分仕事に支障のないように進めていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） まずは陸閘についてでございますが、37ページに防潮堤の標準断面図がございます。陸閘が設けられますところは、おおむね3・3ダッシュ断面に近いところになってまいります。この図面でいきますと、左側に三角形がございます。これがコンクリートによるいわゆる重力式擁壁というものでございます。その横に「台形状で盛り土」と記しておりますが、ここは土砂で埋め立てていくところでございます。この図面でいきますと、左側が港、海側です。内陸側からこの盛り土部分を一部切りかくような形で道路がつけられます。三角形のいわゆるコンクリート擁壁の部分には、いわゆるトンネル構造といいますか、トンネルといってもそんな大層なものではありませんが、断面の一部をくりぬいて、そこにゲートがつけられるというふうな構造でございます。

それから、順序は前後いたしますが、現在国道のいわゆる消波ブロックが近年設置されて…（「そういうのはわからない」の声あり）越波するのを防いでおりますが、このテトラポットにつきましては、今回この防潮堤をつくることによりまして波が国道のほうに上がってくるということは防がれるというふうに考えております。

なお、このテトラポットにつきましては、同じく37ページのこの断面でまいりますと、2・2ダッシュ断面あるいは1・1ダッシュ断面に近いかと思います。海側に「被覆ブロック」と書いております、失礼しました、2・2ダッシュ断面をごらんいただきましたら、直立堤の左側に「被覆ブロック2トン型」、その左側に「消波ブロック3.2トン型」という表示がございます。この消波ブロック3.2トン型というのが、現在現地に据えつけられております消波ブロックで、この工事に転用しようとして現在のところ考えております。

それから、36ページの平面図で1・1ダッシュ断面付近の排水樋管、このいわゆる海側の先端部が土砂で埋まるということでございますが、これにつきましては、同じく37ページをもう一度ごらんいただきたいと思います。おおむね37ページの1・1ダッシュ断面でまいりますと、この「被覆ブロック2トン型」と書いてありますが、おおむねこの位置に、この高さにその排水管が取りついてくるような形になっております。

したがいまして、土砂で埋まるということは、そうですね、その全面が被覆ブロック、コンクリートのブロックで覆われることとなりますので、海の砂とかそういったものが流されてきて一部が堆積することはあるかもしれませんが、現在も確認しておりますけれども、さほ

ど堆積という意味では排水上問題ない程度かと認識しておりますので、また現場を進めていく際に高さ関係等も再度確認いたしまして、必要であれば対策を講じたいと思います。

それから、2点目の国道45号の改良が行われるかということでございますが、これにつきましては、この区間にあつては改良工事はございません。（「最後、1点だけ確認します」の声あり）

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 最後、1点だけ確認なんですけれども、船揚げ場に行くゲートなんですけど、どれぐらいの車が通れるぐらいなんだか、あそこを使っている方で軽トラックじゃない車で作業している方もおるので、そのところだけを確認して終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 道路の幅は5メートルでございます。

（「じゃ、このゲートの入りは」の声あり）したがしまして、道路の幅員が5メートルでございますので、ゲートの幅員も当然5メートル。

先ほどコンクリートの擁壁部分はくりぬくと申しました。そのくりぬく高さでございます。いわゆるゲートの高さは4メートルでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） ただいまの高さについて訂正いたします。

4メートルではなくて、4.5メートルでございます。したがしまして、一般の道路のいわゆる車両の高さの制限が加えられることのない、いわゆる4.5メートルは確保しております。幅員につきましては5メートルですので、基本的には大型車がすれ違うことはできませんが、普通車でしたら何とかすれ違うことが可能かと思えます。

○議長（三浦清人君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第35号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した中橋を復旧する平成29年度中橋上部工工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第35号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

契約の目的、平成29年度中橋上部工工事です。東日本大震災により被災した中橋、これを八幡川にかける、復旧する工事の上部工であります。

契約の方法は制限付一般競争入札による契約、契約金額は7億632万円、契約の相手方は矢田工業株式会社仙台支店であります。

議案関係参考資料2冊目の38ページをお開き願います。

工事場所は、志津川字五日町地内ほかであります。五日町と塩入地区を結ぶ橋であります。具体的には、さんさん商店街の北側の町有地換地と震災復興祈念公園、これを結ぶ橋長80.6メートルのパイプトラス桁構造の木調板の橋であります。

工事の概要といたしましては、パイプトラスの橋桁、鋼材の橋桁でございますが、これを上場で製作する工事、そしてその製作した橋桁を架設現場まで運搬し、地組みし、かける工事、そして桁をかけた後、木調板や高欄、照明灯を設置する工事、これを実施するものでございます。

本工事の入札は、本年2月15日に執行されまして、2社が入札に参加、矢田工業株式会社が落札いたしております。

契約保証金は契約金額の10%、工事期間は平成32年2月28日までといたしております。

39ページには仮契約書の写しを、40ページには位置図、41ページには側面図、平面図、そして標準断面図、イメージパースをつけております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 中橋、デザインが決まってからようやくここまで来たのかなというところでございますが、1点だけ、上部工ということですので、この工期が資料では平成32年2月末ということになってはいますが、これをもって要はこの橋が供用開始できる状況になるというふうに考えていいのかということだけを確認したいんですが、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ちょっと申しますと、ようやく何とか上部工の発注まで来たのかなというところがございます。これで中橋の一連の工事につきましては全て発注されるのかというようなご質問と理解をいたしておりますが、実はこの中橋は震災復興祈念公園のほうに今かけるという工事でございます。かけるバック堤の天端高が8.7メートル、そしてこれはその上にかけますので、これの下部工のアバットの位置です、高さですね、これが約12メートルでございます。それで、この12メートルの高さからバック堤の天端8.7メートルまですりつけていかなければいけません。すりつけ盛り土をしますと、実は防災対策庁舎が隣接してございますが、のり足が普通に2割とか2割5分ですりつけると触れるんでございます。それで、実はこの中橋の工事において防災対策庁舎がある復興祈念公園の防災対策庁舎の何と申しますかね、東側と、正面側と言えいいんですかね、そこに擁壁をつくる工事が必要になります。

それにつきましては現在、国と、よく「重変」と言うんですけれども、中橋の災害復旧工事の協議をしております、その工事がまだ発注をいたしておりません。これにつきましては新年度、災害復旧費に予算を計上してございますので、新年度において契約手続を進めて発注をしたいというふうに考えている、いずれこれで最後かという、もう一つハードルが残っているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ここは、見ますと車道橋ではなく歩道橋となっております。そうすると、

ここの川を渡る橋は45号線、それから398号線の橋、2本、一番下の旧松原のところにあった港橋も計画では人道橋と言っています。そうしたところを……（「断念した」の声あり）ああ、断念と。そうすると、ここも歩道になると2本しかないです。そうすると、非常にここの下の旧松原周辺ですか、この国道の南側の人たちは非常に避難のときなど、おくれる可能性が出てくるんですけれども、この辺、この2つで大丈夫というお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） この中橋、ご質問いただいたとおり人道橋、歩道橋でございます。八幡川の最右岸を結ぶ道路か、国道45号と国道398号の2本しかないんじゃないかというご指摘でございますが、議員もご承知だと思うんですけれども、現在、復興拠点連絡道路というものをつくっておまして、その中に志中大橋というものがございまして、八幡川の西と東をつなぐ道路としてはもう1本、志中大橋があるということでございます。

あと、国道の南側の方々がということでございますが、これは震災後、町のほうで志津川地区のまちづくり計画を十分に協議、検討した結果として、八幡川の右岸側につきましては自然的な復興祈念公園、そして自然的な土地利用を進めていこうということで、旧松原公園があったエリアには当然住宅は建たないし、基本的にはほぼほぼ町有地という言い方がちょっと妥当かどうかでございますので、多くの方々がもしあそこから避難するときということはないのかなと。基本的には、南三陸町は東日本大震災のような大津波が来たときは橋を渡らず、例えば何と申しますかね、北側のほうと申しますかね、例えば市街地であれば上の山周辺とかというふうに、橋を渡らずにというような避難計画がございまして、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 3.11のときも車で逃げた人たちが渋滞しました。そういうことを考えると、人間の心理というのは、やはり歩くよりも車が速いということは頭にありますから、歩くことを避難計画に入れているといっても、車に乗らざるを得ないんですよ。そうした場合、縦への動線だけでなく横にも車で走らせるというようなこともありますので、ありますというよりも、むしろそれが車で逃げるといのが頭に皆入ってしまう、速いのは車ですから。

そうした観点からいくと、もう海で仕事をしている人たちなんかは国道に上がらなければならぬので、非常に混乱してしまう、また、渋滞になってしまう。そういうことから考えても、ここにあったのですから復旧したほうがいいのではないかと思います。どうお考えでし

ようか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） この議論は先日建設課長からも答弁させていただいたと記憶をしておりますが、さまざまな諸条件を加味した中で選択した結果、港橋は断念をせざるを得ないという決断をしてご説明を尽くしてきたというふうに思っております。

仮にかけるといった場合でも、例えば堤外地に浜作業をしている方が港橋を使ってという場合であっても、当然あそこにはバック堤がかかりますので、当然下から上がってくるということについては同様でございますし、複数本があってもというお話でございますが、この間建設課長も申しましたとおり、国道45号に港橋があっても、結果、合流をせざるを得ないということでございますので、そういった部分とかも十分に町としても考えた上で国、県、事業者とも調整をした結果の判断でございますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 合流するから渋滞が起きるんですね。じゃ、合流しないために、再三私が言っていますけれども、国道の下にトンネルをつけていけば合流しないで、このやり方だと合流せざるを得ない、そういう設計になっております。だから、再三言うんですよ、国道の下にガードをつくれれば、合流しないでそっちにも逃げられるよというようなことを申し上げているんです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 確かに道路がいっぱいあればいいんですが、この間もお話ししましたが、まずもって震災前と状況が全く変わっているということをまず頭に入れていただいて、漁民の皆様は漁港のほうでしか働いておりませんので、そこからの交通をいかに考えるかと考えていただければと思います。

それで大震災、この間まで津波警報が出ますと、警察のほうで45号線、それから398号線、大分上流のほうで高い位置で通行どめをかけて、低地部の交通を全て遮断してございます。いずれ議員が心配するような状態になれば、当然警察のほうでは同じような行動をとることが十分考えられますので、単純に下から上に逃げる、その交通がほぼほぼだと思われる。それを考えたときに、わざわざ市場から十日町の方向に逃げる方もいらっしゃいますし、そのまま大森方面に逃げる方、それから川沿いに役場のほうに避難に来る方もいらっしゃいます。全員の方が国道45号に来て、わざわざ横切るかという、それは余り考えにくい

んじゃないかなと考えますので、確かにそのトンネルがあればいいという意見は、あれば通常時はよろしいんでしょうけれどもという程度だと私は考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

中橋の構想は私が4年前、そのころに議員だった当初に執行部からの説明と、あとはまちづくりの協議会の中で説明を受けた、それぐらいの知識の中で今こういった形で工事が始まるというような話を聞きました。そして、私の中で疑問に思うのは、今の図面を見た感じでは人道橋というような最初の位置づけだったので、そういった人しか渡れないと、それは私はいいと思います。とりあえずこの中橋も祈念公園の観光構造物の一つだと私は思っているの、これに関してはいいと思います。

ただ、この構造を見ると、12メートルぐらいの海面までの高さがあるというときに、ここを人が渡って何かの拍子に落下とか、そういった防止策はこの図面ではちょっと理解できないので、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、これは木道と、下のほうがこの間の全員協議会の中で町のほうから示された、下は鉄骨で上は木造だというような形の説明を受けましたが、こういった橋の作り方の中で、普通にコンクリートと鉄骨の構造の橋とこういった木道をつくったことによる建設工事の金額の違いですね、その辺をお聞きしたいと思います。

あとは、完成が平成32年2月ということなんですが、そうすると復興祈念公園、今どんどん各地で祈念公園ができていますが、そういった中で我が町は復興祈念公園が、中橋が完成しなければ基本的に復興祈念公園全ての完成は、そうすると平成32年2月以降になるというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目なんですけれども、祈念公園は、今の議員のご質問の中でこの中橋は祈念公園の観光構造物の一つと私は捉えているというお話でございました。個々人の思いはどうかのと私が言う立場にはございません。

ただ、この中橋のデザインのコンセプトでございますが、私の手元にあるんですけれども、新しい市街地と復興祈念公園の活動をつなごうということがまず1つ。そして、東日本大震災で800人を超える多くの方々がお亡くなりになったという事実を重く捉えまして、町は復興祈念公園、そして慰霊のモニュメントを設置しようということでございます。新しい市街地から復興祈念公園への、言葉がちょっと不適切だったら申しわけないんですけれども、ある

意味参道をつくろうということがコンセプトの2つ目としてございます。そして3点目は、上路橋と下路橋というダブルの橋でございます。この下の部分、TP8.7よりも上にあるんですけども、それでも川面に近づくことができないのかという、それこそまちづくり協議会のお話とかもあって、ただ、8.7の防潮堤をつくるということをやきにはなかなかできないという中で、ただ、できるだけコンセプトの中に少しでも太鼓橋、たしか一度ランドデザインの説明会のときには多分こういう木の太鼓橋だったと思うんですけども、それではなくダブルの形にして、少しでも川面にというような3つのコンセプトがございます。

それで、2点目でございます。危ないのじゃないかということで、この図面からは確かに読み取れないということでございますが、いわゆる高欄、欄干ですね、1.1メートルの高さまで橋の端部に高欄を設けます。当然、高欄を設けて、たしかステンレスのワイヤだと記憶しているんですけども、15センチ幅のワイヤで小さい子供とかも落ちないように安全対策は当然させていただいております。

3点目、価格、今回メタルの橋、鉄鋼と木との違いはということでございますが、済みません、木でこれをつくった場合の概算の経費というものは今手元には持ってはいないんですけども、ただ、頭の中で木との違いは何だろうということは当然私も考えまして、木と今回鋼材でつくることの違いはまずもって耐用年数が到底に違うということ、そして今回パイプトラスでつくることによって、皆さんもご承知のように三角形で組み合わせていく橋でございます。三角形というのは四角形よりも六角形よりも強くて、結果、川の中にピア、橋脚といえますかね、これがございません。ただ、木の橋をつくった場合は、多分それではこの80メートルの橋はもたないだろうと。橋脚が必要だとなると、橋脚のコンクリート工事、そしてその基礎工事等々で、あとはランニングコスト、メンテナンスも余計かかるということで、費用対効果を考えた選択としては妥当なのかなというふうに思っております。

最後なんですけれども、去年12月の特別委員会でお示しをさせていただいた祈念公園の開園時期でございますが、全体開園、最終的に完成するのは平成32年10月を目指しますということで説明をさせていただきました。祈念公園よりも、この本日お示しをさせていただいた工期は数カ月早い、短いということでございますが、実は祈念公園の中橋の端部から参道のような形で築山に向けてスロープをつくるんですけども、この工事は中橋の工事が完了しなるとなかなか着手ができないという部分がございますので、そのタイムラグというふうにご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 中橋の安全性に関しては、とにかく問題ないと。欄干等、ワイヤで落下防止策を講じると。それは当然のことだと思うんですけども、ちょっとこの写真からはそれが読み取れませんでした。

あと、この中橋の構想に関して、祈念公園の一部なので、課長が言うぐらい私の考えが観光なんか結びつけているんじゃないかと、やっぱりこういった場所が必要だと思うし、南三陸町の祈念公園の目玉としてこの中橋の人道橋、これはアピールする価値は十分にあると私は思っていますので、その辺は否定していません。とりあえず安全性と、あとはその構造物の経費とか、その辺がちょっと心配になっています。

そして、今の説明の中で鉄筋コンクリートの橋よりは価格的には安いんじゃないかというような感じの説明にとりましたが、とりあえずその辺も木造で結局宮大工の人たちのようにつくるということは、お金がその分余計かかっているんじゃないかなというような感覚を私は持っています。特別な工事だということを思っていたので、鉄骨コンクリートの橋と木造の橋でそういった宮大工の方がつくるということに関して、やっぱり同等ぐらいなのかなということも考えたものですから、それを今聞きました。そんなに大きくは変わらないということなのかなと今認識しました。

あとは、前者も言ったんですが、交通に関しては398号線、そして45号線、この2つで従来の旧市街地の人の流れとか車の流れ、それはまるっきり今度の志津川市街地にとっては、私は余り前の参考とか人混みとかというのはないと思います。45号線は、三陸道を通って高台横断道路の北と南から来てくれるというような感じもありますし、だからそういった車の流れがあって、とりあえずさんさん商店街を含めた復興祈念公園の中に入っていくことで、その辺は私は余り心配していません。2つでも十分かなと思います。

だから、この中橋構想は、隈研吾氏がさんさん商店街をつくるに当たっても地元の木材を使おうということで、今のさんさん商店街があります。そして、地元の木材。そして、今の中橋に関しても、木材の人道橋だと。やっぱり特別な意味を込めています。そして、この人道橋に関しては多くの木材を使っていると思うんですが、この木材というのは特別なものなのか、それとも地元産材を使っているのか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 木材の関係でございます。中橋の床板、踏み板につきましては、地元産の南三陸産材の木材を使うように仕様を示しております。いわゆるF S C材を使うこ

とという特記仕様で示しております。使う床板の面積なんですけれども、約1,000平米でございます。材積にしますとそんなにむちゃくちゃ多いわけではございませんが、やはり南三陸杉を使おうということで入札に付しております。これは、多分議員と考え方は一緒だと思うんですけれども、南三陸の杉以外を使うというのは当然我々の頭にはありませんでした。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 南三陸町のまちづくりのコンセプトにやっぱり地元の材木を使うというのは町長が常々話しているF S Cですか、この辺の観点からも当然のことだと私は思います。しかしながら、南三陸産材といってもなかなか多く全国に回っているわけではなく、できるだけ地元でそういった木材を活用することが私は必要だと思いますので、その辺は当然のことかなど。使ってもらえてすごくうれしいと思っています。

あと、今課長のほうから平成32年10月の完成、復興祈念公園、ちょっとこれは余りにも遅過ぎるのかなど。逆に言えば、庁舎が昨年10月にできて、またそこから3年後ぐらいにできると。この何か時間帯というのが、時間の差というのが、何か町で描いている構想の中に祈念公園よりもそっちを優先したのかなというように私は捉えているんですけれども、ほかの自治体は基本的には町の庁舎をつくるよりもやっぱり祈念公園とか、あと地区地区につくっているのもやっぱり祈念公園が必要なんだと、手を合わせる場所が必要なんだということを考えています。

そして、人道橋が平成32年2月、それはいいんですけれども、その前に慰霊の場をつくることというのはできないのか。逆に人道橋を渡らなくても、45号線ができて、そこから築山とか、そして防災庁舎とか、あの辺の慰霊の場としての早期オープンと言ったらおかしいけれども、結局そういった場の創造に関しては前倒しですということ、構想はないのか、町長に聞きたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 復興祈念公園を一日も早くという思いからのご質問というふうには理解しております。ただ、1点、復興祈念公園よりもこの本庁舎とかを優先したのではないのかというようなニュアンスのお話もございましたが、決してそうではないと思っております。

物理的に議員もご承知のとおり、現在、国道45号の迂回路が復興祈念公園の工事エリアを貫いております。この3月末に新しい汐見橋、国道45号が開通すると。それまではどうしても

その貫いている部分の工事ができないというのが、これは現実としてございます。この工事も簡単な工事ではなくて、さまざまな電線事業者とか国道、県とかJRとか、河川工事、土木事務所、あとは道路関係とか、さまざまな工事業者と調整をしながら30万立米以上の土を使って工事を進めているところでございますので、どうしても所要の日数はかかるということとはご理解いただきたいというふうに思います。

あと、可能であれば平成32年10月よりも前に手を合わせる場所にというようなご質問でございました。町といたしましては、暫定的にでも暫定開園という言葉も変ですね、一部開園とでもいいですか、防災対策庁舎の周りの工事がどうしても最後に残ります。河川工事、護岸工事とかが残ってしまうので、防災対策庁舎の八幡川の西側が最終的に工事として一番最後なのかなと思っておりますが、それ以外の築山の部分とか、手を合わせる場所の部分につきましては、できるだけ早く完成をさせまして、全体開園の前にでも安全対策を施した上で手を合わせる場所に皆様に入っていただきたいというふうなことも当然考えておりますので、そこにも意を用いながら現在工事を進めておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 祈念公園も、今、千葉議員がおっしゃるようにできれば早くという思いでやってまいりましたが、ただいま男澤課長が言ったように、国、県、さまざまな事業がもう合体してございます。そこの調整でどうしてもおくれしてしまうということで、やっぱり一番わかりやすく言えば、あそこの公園の中に国道45号が今走っています。こちらの今の国道ができないと、そちらの国道の撤去ができないと。それで、いよいよやっと撤去してから初めて本格的に工事が入ることになりますので、残念ながらちょっとおくれますが、国、それから県のほうにも私がちょっとお話をさせていただいて、極力早くやっていただきたいというお願いはしてございますので、今後ともそちらのほうに働きかけていきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝議員。

○4番（千葉伸孝君） ことは7年目という節目の年です。そして、多くの慰霊、追悼に来る方もたくさんおられるので、その方がやっぱりあの防災庁舎という建物、やっぱり南三陸町の象徴であるかもしれません。だから、その場所に一時的でも今、課長が言われたオープン、そういった面も少し今後考えていく必要があるのかなと思い、その辺をできたらばひとつよろしく申し上げます。終わります。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。再開は3時5分といたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

質疑願います。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） じゃ、2点ほど伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、入札参加業者なんですけど、余り見なれない業者というか、そういったところだったので、特殊な工事のためこういった参加だったのか、その点1点と、あともう1点は、この落札価格について予定価格より大分下がっているみたいなので、そのところのいきさつというか、どのような状況だったのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず1点目でございますが、本件は制限付一般競争入札により入札を実施いたしております。入札参加条件といたしましては、宮城県内に本社、支店、営業所等のいずれかを有する、そして町に競争入札参加承認、指名願いを出している業者ということが1つ。そして、加えてSランクの鋼構造物、要は鉄鋼構造物の工事でSランクの業者。さらに、過去10年以内に元請として完成、引き渡し完了した橋長80メートル以上の鉄鋼製のトラス橋の工事实績を有することというふうな条件を付して入札を行っております。本件入札には2社が応札をいたしております。この矢田工業株式会社は、福島県郡山市に本社を置く橋梁メーカーでございます。このほかにももう1社が来まして、2社が参加資格の申請を出されております。町の審査委員会において、2社での入札ということで入札が行われております。

価格でございますが、予定価格に対して80%を切る77%程度の落札率でございます。本件に関しましては、8割を切るというのはなかなかの額だなというふうには当然私どもも思いましたが、当然この工事につきましては最低制限価格を設定するということが公告いたしておりますので、最低制限価格につきましては事業課としては承知はしていませんけれども、それ以上の金額ということで落札をされたものと理解しております。

入札に当たりましては、積算の内訳書を入札時に提出をいただいております。この内訳書、当課といたしましても当然設計するに当たって積算をしておりますので、それと対照するような形で精査もさせていただいておりますし、あと仮契約を今回結ぶに当たりまして、矢田

工業と当課において価格が80%を切るようだけれどもというような話で、要は鉄鋼の調達先とか工事の遂行のやり方等々につきまして、これは矢田工業、相手方の任意なんですけれども話を聞かせていただいた結果、仮契約を結ぶにおいて妥当であるということで今回上程をさせていただいているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず、工事の参加業者ということで大体Sランクの鉄鋼、特にトラス構造の橋の実績等を検討して、そういった中でこの2社が入札したということでわかりましたが、ただ、落札金額のほうなんですけれども、これは77%で、今課長の説明があったんですけれども、最低価格以上だということなんですけれども、この2社あったうちのこの見積もり等をあれした場合に、その価格というか、その差額、どういった部分であったのか、その点を伺いたいと思うんですけれども。

先ほどの説明では、鉄というか部材の調達とか、あと工事の進め方でこのような金額の落札でも大丈夫だということなんですけれども、その点に関してもう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 入札の執行は総務課のほうで実施しておりますので、お答えをさせていただきたいと思いますが、なぜ安くなったかという部分については、率直に申し上げまして企業の努力ということしかないんですけれども、実際、入札執行する上でもこの橋そのものがやはりよほど特殊なものだというふうに思って入札に臨んでおります。デザインの面からもそういう隈先生のデザインという特別なプレミアつきの部分もありますので、企業としては非常にインセンティブのある物件だったのかなとは思っておりますが、実際に男澤課長が申しあげましたように、内訳書をしっかり出して内容を精査して、こちらで計画したものを確実に実施する、できるということではじき出された金額でございますので、こちらとしてはできるだけ費用を抑えたほうが望ましいものですから、その設定の中で選ばせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の説明で企業努力、そして特殊なもの、普通の橋じゃなくて、隈さんのデザインの、そういったつくるほうにとっては、つくり終えた後の実績というか、プレミアみたいなものが企業につくという、そういう思いの説明があったんですけれども、ただ、現実的というか、77%ですと、実際この発注した状況の橋が確実にできるんだという

確信のほどが持てるのかどうか、もう一度だけその点を確認して終わりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 結論から申し上げます、やはりしっかりした条件の中で入札を行いますので、真剣勝負ですので、そこで入れてできませんということは企業にとってはその後の信用にかかわりますし、大変な問題になりますので、やはりそれはできると。こちらも事前の調べをした上で業者を選定して、その中から選んでいるということであります。

なお、プレミアつきという部分は、決して業者のほうが何かそういったことを言っているわけではありませんので、あくまで聞かればこちらの憶測というところでしかちょっと答えようがなく表現していますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかりましたが、この後の議案で出てくる請負工事の変更、そういったところでこの金額で施工するように、確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 変更しないよという意味か。（「はい」の声あり）

復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 完成が平成32年2月ということでございますので、全く変更がないよというのは多分現実的に不可能なのかと思います。これは実際、資材、あとは人件費は当然に増減されます。

ただ、今のご質問の趣旨はわかるんです。安くとって後でどんということはないよねというようなイメージなのかなと勝手に理解したんですけれども、今後中橋の上部工工事のほぼほぼ大宗の工事を上げておりますので、今後大きな構造が変わることとかをまだストックしているとかというようなことはないということは申し述べることはできます。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようであります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第36号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第36号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第36号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度田浦漁港中田浦船揚場復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第36号の細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料42ページをごらんください。

工事名、平成28年度田浦漁港中田浦船揚場復旧工事。

工事場所は、南三陸町歌津田浦漁港内です。

44ページにお示しします平面図で黄色に着色した区域は、別途発注いたしました田浦漁港海岸防潮堤災害復旧等工事の施工影響範囲となるため、本工事から減じ、3,215万3,000円の減額とするものです。

43ページに変更仮契約書を添付しています。ご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくご説明申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論願います。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第37号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第37号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第37号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度ばなな漁港防波堤護岸船揚場復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 議案第37号の細部についてご説明します。

議案関係参考資料46ページ、仮契約書をごらんください。

工事名、平成28年度ばなな漁港防波堤護岸船揚場復旧工事。

工事場所は、南三陸町歌津ばなな漁港内です。

47ページをごらんください。主な変更内容と変更額等を記しています。

まず、名足防波堤護岸は、海岸の岩盤線が当初の想定より浅かったため、床掘りや水中コンクリートの数量の減により、1,402万2,000円の減額です。松崎船揚げ場は、現地精査の結果、船揚げ斜路のコンクリート舗装等の数量の増により、76万3,000円の増額です。中山防波堤は、30トン型消波ブロックの製作・据えつけ個数の減により、619万5,000円の減額です。馬場船揚げ場は、既設構造物の一部をそのまま利用しながら原形に復することが可能であると判断

し、2,119万8,000円の減額です。以上、合計4,065万3,000円の減額とするものです。

48ページは、工事箇所的位置図です。それぞれの施設の位置をご確認願います。

以上で細部説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課の説明が終わりました。質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 参考資料47ページ、中山沖防波堤について伺いたいと思います。

30トンブロックが4個減になって619万五千何がし額の減額となりましたけれども、このブロック1個の単価というか、どれぐらいになっているのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） 30トン型の消波ブロックと申しますと、かなり大きな最大級クラスのものでございます。したがって、ここにございます600万円を4個で割っていただきますと、それが製作・据えつけ費となってまいります。したがって、1個当たり約150万円ということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体154万8,990円なんですけれども、私が伺いたいのは、このブロック4個だけの減額ということは、それを入れるために経費というか、かかると思うんですね。その部分はどうだったのか。私がイメージしたのは、154万8,990円の中の30トンブロックが例えば120万円で、そのほかは経費だとか、そういう答弁を一応期待したんですけれども、このままでは私が見たままなので、特にこういった復旧工事の減額をする場合にはその物だったりコンクリートだったり、そういった形での減額になるのか、ちょっと細かいようなんですけれども、その点を確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集担当）（田中 剛君） おおむねこういった工事の諸経費と申しますのは、直接工事費と言われますいわゆる人件費ですとか資機材費、こういったものの約4割が諸経費となってまいります。したがって、1個当たりの製作、据えつけは約100万円、そしてその諸経費が約50万円弱、おおむねそのようにご理解いただければよろしいかと思っております。（「わかりました」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、6番佐藤正明君より退席の申し出がありましたので、許可をいたします。

日程第16 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第16、議案第38号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第38号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度竹川原橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第38号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の2冊のうちの2の49ページをお開き願いたいと思います。仮契約書を添付させていただいております。

工事名が、平成27年度竹川原橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所は志津川字竹川原地内、南さんりく斎苑に通じる橋梁でございます。

この橋梁につきましては、県道志津川登米線と工事が錯綜してございます。工事の発注に当たっては、県道工事とほぼ同時に完了することを見込んで工事の発注をしているところでございます。しかし、残念ながら県道工事が大幅におくれておりまして、当初予定していた重機等の足場を設置する箇所確保ができない状況になりました。このまま放っておきますと、

完成が今年度秋以降になることが予想されたため、現在の仮の県道から橋梁までの間の盛り土と重機を置く足場を町のほうで工事をしたということで、約136万円ほどの増額となったものでございます。

51ページをお開き願いたいと思います。大変小さくて恐縮でございますが、左側が当初想定をした工事内容、それから右側が実際に行わなければならなかった工事内容でございます。

まず、上段でございます。茶色の部分が完成後の県道の位置を示したものでございます。そこに黄色く載っている部分が町で舗装等をする部分ということでございますが、現実的には右側を見たとおりの、県道はまだまだ仮道でございまして、橋梁から県道までの距離がほぼほぼ倍ほど残ってございます。この部分は、いずれ河川、それから県道の工事で盛り土がされる予定でございました。そこを使って重機を置いて上部工を架設するという内容でございましたが、先ほど申したとおり、県道工事が進んでいないために町のほうで重機の足場、それから県道へ通じる道路を施工したという状況でございます。

中段が側面図ということで、当初は左側でございますとおりの、茶色の部分、県道が完成するだろうと。緑の部分だけを盛り土をすれば工事は十分やれるんですが、右側を見ますとなかなか県道ができてこないということでありましたので、盛り土を多くせざるを得なかったという内容でございます。

まずもって利用者があるということでいち早く、一日でも早く工事を進行させたいということでこのような変更になりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 質疑願いますということですので。

県の工事がおくれたので町の負担分がふえたということであれば、県に負担していただくということは考えられないのかということをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には、内訳表に載っているとおり、県からの委託工事部分もほとんど委託工事として県からいただくものでございます。なお、実際とすれば、本来であれば町がやらなければならない工事が実は残ってございます。県道と橋との間の部分の舗装、これは本復旧しなければならないんですが、これについては県のほうで仕上げていただくという内容になってございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いしますけれども、これ、私の記憶違いでしたら申しわけないんですけども、ことしの3月23日までの工期で平成27年からとなっていますけれども、ことしの3月まで繰り越しという予定だったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 契約書の49ページ、そこにいろいろな数字が載っています。平成27年度、平成28年度、平成29年度という記載をさせていただいています。それぞれの年度における支払限度額、出来高見込額、それから前払金の額でございます。3年間の債務負担を設定させていただきながら工事を進めてまいりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第39号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第39号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第39号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度保呂毛橋橋梁災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第39号の細部説明を申し上げます。

工事名が、平成27年度保呂毛橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字田尻畑地内でございます。先ほどの竹川原橋の上流でございます保呂毛地区につながる橋梁でございます。これにつきましても、平成27年度からの3年間の債務を設定させていただいているところでございます。

今回増額になった理由につきましては、基本的には県道工事のおくれに伴うものでございまして、54ページをお開き願いたいと思います。

図面の左側でございます。「変更前」となっている部分でございます。当初発注するときに想定した内容でございます。青色で記載をしておりますのが、今の仮設の県道の位置でございます。ピンクでお示ししましたのが、完成後の県道の位置ということで、保呂毛橋から直接県道に連絡できるというようなことを想定させていただいてございました。現場に行くとわかるんですが、まだこの部分については河川工事が終了していないという状況でございます。

下のほうにも記載をしておりますけれども、ここの部分の工事については4月以降に始まるということで、やはり完成は秋だということになりますと、それを待つ上部工の工事に入ったのではますますおくれしてしまうことが予想されましたので、町とすれば橋の部分を一早く完成をさせ、県道までの部分は暫定的に道路を取りつけるという方法を選択させていただきました。右側がその図面でございます。現在の県道と高低差があるものですから、50メートルほど距離を稼いで、かなり蛇行した線形ではございますが、現在の県道に取りつけたものでございます。

なお、先ほど5番議員からもご指摘がございました費用負担でございますけれども、基本的には河川部分については県からの委託部分が百数十万円ございますので、そこは県のほうに負担をしていただきたいと思いますと考えてございますし、最終的に県道が完成したときの仕上げでございまして、これについては県側の工事費の中でやっていただくという内容になってございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。

保呂毛橋、これに関しては、私が一般質問で課長初め町長にこの件はお聞きしました。そのときに私は、もう橋はできているんですけども、結局道路からの取り付け部分ができないということで橋は完成していなかったということなのか、その辺、1点まず確認します。

あと、この……。

○議長（三浦清人君） マイク。

○4番（千葉伸孝君） あと、この志津川登米線、これに関しては今後いつぐらいの整備予定なのか。県道なので、なかなか町のほうでもいつ完成といっても、今の状況を見ると、河川堤防が今どんどん進んでいますが、この県道に関してはなかなか時間がいっぱいかかるのかなと、そんなふうに私は感じます。

とりあえずその2点、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋梁については、町でやる部分は全て終了してございます。

あと、県道の完成見込みということですが、当該部分については9月というふうに聞いてございます。ですから、本来であれば9月以降の供用開始といえますか、本来は10月ころの供用開始になるんですが、あと10カ月以上先ということはなかなか地域の皆さんもご納得いただけないだろうということで、今回このような措置をさせていただきました。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） わかりました。町担当の橋の部分は終わったと。そして、県道からの橋への取り付け道路が今後まだかかると。

そして、今ここのS字型の取り付け道路なんですけど、この部分が県道のほうから見えにくいと。どこに入っていかかわからないと。看板はたしか出ていたかなと思うんですけども、とりあえず大船のほうから走ってきても、あと水尻川の河口から来ても、ちょっとその入り口を見落としがちなので、その辺をしっかりと整備してほしいと思います。

課長も今おっしゃいましたが、県道の整備というのはあのままで終わりなのか、それがちょっと理解できなくて、あのままの状況に橋までの盛り土をして、そこを直接道路にするのか。ただ、県道と橋の段差がすごくあるので、とりあえず橋も少し高くして上るような形にするのか、その工事方法を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 看板につきましては不十分だということでございますので、現地を確認しながら検討も含めて協議をさせていただきたいと思っております。

それから、県道の位置でございますが、ほぼほぼ橋の高さまで盛り土をする予定でございます。ですから、それが完成すれば見えにくいということはないのかなと考えておりますが、ただ、これから実際工事をするに当たって、また地域の皆様にご相談をしながら、道路の切りかえが必要になってくると思いますので、そこは丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 県道とはいえ、このぐらいの高さまで盛り土をして県道の再建を図っていくことというのは結構時間がかかるので、課長も話していたようになかなか予定までできるのかというのは、今、多分断言はできないと思うんですけども、見込みとしては今9月とか云々とは言っていますけれども、あそこの道路をかさ上げするには通行どめとかそういった部分も、あと橋の迂回路とか、そういった部分もあるので、結構時間的には余計かかると思います。そういったことも含めれば、とりあえず一日でも早くということをお願いしたいと思います。

地区民は何とか今、迂回路、迂回路とどんどん通るたびに道路が変わっているという不便な状況もありますし、志津川地区の菩提寺が大雄寺さんにある人が大体1,000世帯ぐらいあるのかな、その辺の人たちが亡くなったときの葬儀の告別式は大体あっちのほうでやるので、そのときに道路がちょっと不便で、いろいろな角度から細い道路からあそこの登米志津川線に入ってくるので、ちょっと危険性も多分にあると。そういったことも踏まえながら、今後道路のかさ上げ、その辺に当たってほしいと思います。一言お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、4番議員からいただいたお話を、意を用いて県のほうとも十分協議をさせていただければと考えております。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 前者に引き続きですけども、ここの県道はお寺さんに行くにはすごく皆さんに使われる道路となります。それで、国道からの取りつけ、今盛んに水尻川のところの道路もできていますけれども、その辺の連動、県道との取りつけは高さ的にはどのようになっているのかお知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 県道の取りつけ箇所は、これまで水尻の橋のところでございましたけれども、今回の工事に当たりましては若干気仙沼側に移動して距離を稼いで、ほぼほぼ今

の地盤に近い線で仕上げをする予定でございます。ただ、竹川原橋と保呂毛橋がありますので、そこは今の橋の高さまで、かなりアップダウンが、かなりといたしますか、沿道利用も考える関係上、どうしてもアップダウンは出てまいります。

という内容でございますので、先ほど4番議員からもお話があったとおり、かなりそのつけかえが頻繁に行われるだろうというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、国道の取りつけもかなり高くなっていくのかなと想定されますけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか。前者も申し上げましたけれども、町民の方たち、あそこは通行量が多いので事故等のないような工夫でやっていただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

6番佐藤正明君が着席しております。

日程第18 議案第40号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第18、議案第40号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第40号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度町道平磯線外1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結につい

て、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第40号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料の55ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成28年度町道平磯線外1路線道路改良工事でございます。

工事場所は、志津川字平磯地内ほかでございます。今回3,800万円ほどの工事の増額をするものでございます。

次ページをお開き願いたいと思います。平面図を添付してございます。

本工事区間は、平磯地区から商工団地を結ぶ町道でございます。今回620メートルの改良工事を予定してございます。前回の契約の中では予算の調整もございまして、舗装工が抜けていたということで今回追加をさせていただいたと。それから2つ目として、現在の町道には水産加工組合で設置をした塩水のパイプが入ってございます。それが今回の工事に干渉するということで、後々の管理も考え、移設をお願いしたところでございます。本来であれば移転補償という形でこちらから補償費をお支払いして、組合のほうで施工するというのが通常でございますが、これから契約をして、実際組合のほうで現場に入るのになかなか時間がかかるということと、それから2つの業者が1カ所に錯綜するということになりますと、工事の進捗にかなり影響があるということが懸念されましたので、ここは原因者のほうでこの工事を施工することといたしました。その結果、今回の金額の増となったものでございます。

なお、この工事については平成28年度の予算、繰り越し予算を使っておりますが、工事はまだまだ始まったばかりでございますので、事故繰越の手續をさせていただきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりました。質疑に入ります。質疑願います。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第41号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第19、議案第41号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度水稻乾燥調整施設建設工事（廻館地区）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第41号の細部説明を申し上げます。

工事名が、平成29年度水稻乾燥調整施設建設工事でございます。

工事場所は、志津川字廻館地内、志津川高校の西隣でございます。今回380万円ほどの増額となっております。

主な変更内容でございますけれども、地盤が軟弱であったため、基礎ぐいの追加を行うものでございまして、もう1点は、周辺の排水が不良ということで側溝を増設したものでございます。本来であれば、発注前に地盤調査をして工事の発注をするところでございますが、本工事に当たりましては設計は職員が直営でさせていただいております。そのため、調査費等の計上がされておりましたので、本来であれば定例会等で委託料の計上をして、それから業務発注をして、その結果をもって建物設計という段取りになるんですが、平成29年

度予算ということ、それから本年度確実に乾燥施設を使わなければならないということで、そこは工事の中で対応するという方針のもと、工事を発注したものでございます。

58ページをお開き願いたいと思います。平面図となっております。

隣の農地との境に湧水がございましたので、そこに側溝を設置したものでございます。延長は42メートルとなっております。

それから、59ページが建物の平面図となっております。本来必要とする地耐力が不足していたため、適切な地耐力を確保するために28本のくいを設置するものでございます。長さは3メートルから4メートルのものとなっております。これによってしっかりとした基礎が確保でき、建物の健全性が保たれるものと考えてございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。

この施設は水稻の乾燥場のようなのですが、ここにビニールハウスやら、いろいろ廻館地区14名の方たちに補助しておりますけれども、今まで毎年水稻をつくっていなかったんでしょうか。これからつくるのか、今までもつくっていたと思うんですけれども、この施設がなくて間に合ってたのか。それで、現在も14名の方たちが皆、作付をやっているのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 圃場整備の関係でございますので、私のほうから回答させていただきます。

廻館の工区につきましては、平成29年度、いわゆる今年度が初めての作付でございました。全体で水田が11ヘクタールほどございまして、そのうち水稻というもので作付したものは1.5ヘクタールぐらいと。残りは全てホールクroppサイレージでやっております。その関係上、1.5ヘクタール分につきましては、歌津地区の農協の乾燥施設で乾燥調整をしたという実績でございまして。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、このこれも含めて今までにかかった圃場整備等も含めて、幾ら今までかかっているか、お願いいたします。総額。

○議長（三浦清人君） 皆さんにお諮りいたします。

時間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、時間を延長いたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） これまで機械格納施設あるいは農業機械、今回の乾燥調整施設を合わせますと、約2億6,400万円ほどとなっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2億円というお金をかけて、費用対効果を考えればいいんですけども、14名の方、ずっとその人たちが経営しているのか、そののところ、毎年その組合の実績報告が出されていると思うんですけども、その辺をわかっている範囲でお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） あくまでも町にいわゆる収穫の実績を上げてくるわけではございません。廻館の工区営農組合につきましては、11名で構成しております。その中で来年度作付とか、いろいろ調整をしながら組合で一帯を営農活動として行っているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このぐらいのお金をかけて、じゃその年間の生産性とか、そういうものを聞く場合、役場には来ていない。そうすると、どちらでこれを確認すればわかるようになるんですか。ただ2億円をかけて施設だけをやって、それでよしという、終わりということなのか。その毎年の実績を見ながらやるためには、どこにこれを照会すればいいのか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） あくまでも営農組合とはいえ個人の経営になると思いますので、個々の経営状況を確認するしかないと思います。ただ、今回の一連の圃場整備あるいは農業機械、関係する農業関連施設の整備につきましては、いずれ津波で被災をされた農地を営農活動として使うべく農地でございますという中で、営農再開に向けたためにはどういった支援をすればいいのかという視点に立って整備が始まったものと思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本日はこれにて延会することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午後1時30分より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後4時03分 延会